

令和5年度 農業水利施設省エネルギー化 推進対策支援事業について

農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業

電力料金（基本料金及び電力量料金・燃料費等調整単価）及び油脂費において **令和4年度を基準**としたときの増高分について、70%以内で以下のとおり補助します。

- 補助対象者：農業水利施設を管理している市町村及び土地改良区
 - 補助対象施設：下記の施設のうち、**省エネルギー化推進計画**に基づき、**省エネルギー化・コスト削減**を図る施設。
 - ・水利施設管理強化事業の対象施設
 - ・維持管理費に占める油脂費及び電力料金の割合が25%以上の施設管理者が管理する施設
 - 補助対象期間：令和5年4月分から令和5年9月分
- ※詳細は、補助金交付要綱や事業説明資料をご確認ください。

省エネルギー化推進計画とは？

- ・今後3年間で省エネルギー化・コスト削減の取組を行う農業水利施設とその取組内容を記載し、作成します。（記載した施設が補助対象施設となります。）
- ・当該施設において、エネルギー消費量の2割削減を目指し、**省エネルギー化・コスト削減の取組を原則2つ以上実施**する必要があります。（コスト削減のみの実施は不可）※計画の内容や取組内容の例は別紙参照

○代表窓口

千葉県農林水産部耕地課管理指導班 043-223-2851

○提出窓口及び相談窓口

千葉農業事務所基盤整備課	0436-21-0128
東葛飾農業事務所指導管理課	04-7143-4124
印旛農業事務所指導管理課	043-483-1131
香取農業事務所指導管理課	0478-52-9194
海匠農業事務所指導管理課	0479-72-1559
山武農業事務所指導管理課	0475-54-1124
長生農業事務所指導管理課	0475-25-1143
夷隅農業事務所指導管理課	0470-62-2156
安房農業事務所指導管理課	0470-22-8641
君津農業事務所指導管理課	0438-22-6250

○確認作業依頼窓口及び相談窓口

千葉県土地改良事業団体連合会総務課 043-241-1711

◎事業の流れ

①要望量調査の報告

1)国から示される要望量調査様式に基づき、所管農業事務所を通じて報告してください。

②事業採択申請書の提出

1)国の事業実施要綱・要領に基づき、事業採択申請書を作成の上、提出してください。

2)採択申請書には、**省エネルギー化計画の作成**が必要です。

3)電力供給会社から送られてくる電力料金及び電力使用量がわかる通知、または、油脂費及び油脂使用量がわかる書類の添付が必要です。

4)作成後、千葉県土地改良事業団体連合会に送付し、内容確認が完了した書類を、所管農業事務所を通じて提出してください。

③事業採択通知書及び割当内示

④補助金交付申請書の提出

1)「千葉県農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金交付要綱」に基づき、補助金交付申請書を提出してください。

⑤補助金交付決定

⑥概算払請求書の提出（概算払を受ける場合）

→概算払による補助金交付

⑦実績報告書の提出（補助金交付要綱に基づく）

⑧精算払請求書の提出（精算払を受ける場合）

→精算払による補助金交付

⑨事業実施後3年間の実績報告（国の事業実施要綱・要領に基づく）

1)**実施年度以降3年間**、「運転時間」、「送水量」、「使用電力量」または「使用諸油脂量」、「取組内容」等の実績報告が必要となります。ご準備ください。

※本事業は、農林水産省の事業である「水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）」を活用した間接補助事業であるため、国から示されるスケジュールに応じて手続きを進めます。詳細のスケジュールは、国から連絡がありますので、その都度周知します。